

実証試験要領（手数料徴収体制版案）のポイント

実証試験要領について、手数料徴収体制版案と国費負担体制版の大きな違いは以下のとおり。

	手数料徴収体制版案（資料 7）	国費負担体制版	内容
p4～5	II. 実証試験実施体制 1. 環境省 2. 環境技術実証事業検討会 <u>3. 実証運営機関</u> 4. 閉鎖性海域における水環境改善技術ワーキンググループ 5. 実証機関 6. 技術実証委員会 7. 環境技術開発者（実証申請者） 8. 実証試験実施場所の所有者または管理者	II. 実証試験実施体制 1. 環境省 2. 環境技術実証事業検討会 3. 閉鎖性海域における水環境改善技術ワーキンググループ 4. 実証機関 5. 技術実証委員会 6. 環境技術開発者（実証申請者） 7. 実証試験実施場所の所有者または管理者	実施体制に「3. 実証運営機関」を追加。あわせて各実施主体の役割を整理。
p8	III. 実証対象技術の選定 3. 実証対象技術の選定（中略） a 形式的要件 - 申請技術が「対象技術」に示した対象技術分野に該当するか。（また実証機関が公募の際に技術の種類を特定している場合、これに該当するか。） - 申請内容に不備はないか - 商業化段階にある技術か - 実験終了後、実証対象技術を撤去するなど、原状回復が可能か 同技術において過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか。 b 実証可能性 - 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか - 実証試験計画が適切に策定可能であるか <u>実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか</u>	III. 実証対象技術の選定 3. 実証対象技術の選定（中略） a 形式的要件 - 申請技術が「対象技術」に示した対象技術分野に該当するか。（また実証機関が公募の際に技術の種類を特定している場合、これに該当するか。） - 申請内容に不備はないか - 商業化段階にある技術か - 実験終了後、実証対象技術を撤去するなど、原状回復が可能か <u>同技術において過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか。</u> b 実証可能性 - 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか - 実証試験計画が適切に策定可能であるか	- 事業実施要領と整合。 - 実証可能性の要件に、「実証試験にかかる手数料を負担可能であるか」との視点を追加。

手数料徴収体制版案（資料7）		国費負担体制版	内容
p20 ～22	IX. 実証試験実施上の留意点 4. 手数料 （1）手数料の設定と徴収 （2）手数料項目 表 手数料項目の例	（なし）	・ 手数料項目を追加。
p23 ～24	IX. 実証試験実施上の留意点 5. 実証試験の変更又は中止について （1）環境技術開発者の希望による実証項目の追加について （2）環境技術開発者の希望による中止（辞退）について （3）実証機関の判断による実証項目の追加について	（なし）	・ 実証試験の変更又は中止について、項目の追加、実証試験の中止（辞退）等に関する規定を追加。
p36、 44	付録1：実証試験申請書 （中略） 【その他注意】 過去に公的資金により、本事業に類似した実証が行われた技術については、 <u>申請時に申し出ること。</u>	付録1：実証試験申請書 （中略） 【その他注意】 過去に公的資金により、本事業に類似した実証が行われた技術については、 <u>本事業に応募することができない。実証申請者は予め確認のうえ、応募すること。</u>	・ 実証事業要領と整合。
p ii	資料編 II. 「環境技術実証事業」実施体制 （図省略）	資料編 II. 「環境技術実証事業」実施体制 （図省略）	・ 実施体制に実証運営機関を追加。あわせて各実施主体の役割を修正。
p iii	資料編 III. 環境技術実証事業の流れ （図省略）	資料編 III. 環境技術実証事業の流れ （図省略）	・ 実証事業の流れの中に、手数料の納付等を追加。

※その他、時点更新、表現の適正化等を行っている。